

聖籠町立図書館建設委員会条例をここに公布する。

平成二十三年三月九日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第一号

聖籠町立図書館建設委員会条例

（設置）

第一条 聖籠町立図書館（以下「図書館」という。）を新たに整備するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十八条の四第三項の規定に基づき、聖籠町立図書館建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条 委員会は、町長の諮問に応じ、図書館の位置や規模等施設整備に関する事項を調査審議し、町長に答申する。

（組織）

第三条 委員会は、委員十五名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - 一 学識経験者
 - 二 図書館運営に關係する者
 - 三 一般町民

（任期）

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理す

る。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、聖籠町教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(聖籠町立図書館建設調査委員会条例の廃止)

2 聖籠町立図書館建設調査委員会条例（平成二十年聖籠町条例第二号）は、廃止する。